

「出雲市いちじくの里」の指定管理者の指定取消しについて

出雲市いちじくの里の設置及び管理に関する条例第 24 条及び出雲市いちじくの里の管理に関する基本協定第 35 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、指定管理者の指定を次のとおり取り消します。お知らせします。

1 公の施設の名称及び所在地等

施 設 の 名 称 : 出雲市いちじくの里

施 設 の 所 在 地 : 出雲市多伎町多岐 17 番地 1

施 設 の 概 要 :

建築年度 平成 21 年度（2009） 敷地面積 12,469 m² 建設費 259,227 千円

・いちじく館（店舗・加工体験室）

木造平屋建 496 m²、倉庫 24 m²、研修棟 24 m²、駐車場 車 38 台・大型バス 5 台

・いちじく実証ほ場施設 ハウス 1,039 m²（単管組立式[※]ハウス）、露地栽培 375 m²

・いちじく広場 東屋 33 m²、養液設備庫 10 m²、露地ほ場、駐車場 車 53 台

【建設の経緯】

・平成 17 年 3 月 出雲地区合併協議会が策定した新市建設計画「21 世紀出雲の国づくり計画」で、多伎地域においては『ヘルシーフルーツ「いちじくの里」として、特産を生かした産業拠点づくりを図る』と位置付けられた。

・平成 19 年 11 月 16 日 地元要望書の提出

要望者 多伎町連合自治会会長、多伎地域自治区土木委員会会長、
多伎ツーリズム推進協議会会長

要望要旨「いちじく館（仮称）の建設を切に要望する。」

“施設の管理運営は地域住民が主体的に取り組み、総力を挙げて責任を持って実施することを約束する。”

・平成 20 年 3 月 28 日 市から下記の条件を付け建設することを回答

“この施設は公設民営の考えで設置するもので、地域の皆様の積極的な参加が必要であり、施設の運営にも直接携わっていただきたい”

“施設の管理運営費は施設での販売収入等で賄うこと”

2 指定管理者の名称等

名 称 : 株式会社いちじくのさと多伎 代表取締役 坂根 守

【会社設立の経緯】

・平成 19 年 10 月 18 日 第 1 回いちじく館（仮称）運営計画委員会設立

・平成 20 年 7 月 23 日 準備会等を経て「株式会社いちじくのさと多伎」設立

【株式の状況】

(H31.3.31 現在)

株主	株主数	持株数	株主	株主数	持株数
島根県農業協同組合	1	120	法人	5	9
株式会社 多伎振興	1	20	個人	132	231
出雲商工会	1	10	計	140	390

3 指定管理者の指定取消日

令和元年（2019）10月31日

指定管理者からの申出日：令和元年（2019）9月17日

※直近の指定年月日及び指定期間等

協定締結年月日：平成28年（2016）2月29日

指定管理期間：平成28年（2016）4月1日から令和3年（2021）3月31日まで
（5年間）

指定管理料：0円

4 指定の取消しの理由

指定管理者による指定の取消しの申出による

経営状況の悪化等により本業務の継続が著しく困難であると認められるため

◎株式会社いちじくのさと多伎の経営状況推移

期別	年度	売上高（千円）	営業利益（千円）	レジ通過客数（人）
第1期	H20	—	▲ 2,848	—
第2期	H21	72,538	▲ 7,437	不明
第3期	H22	72,227	▲ 2,239	不明
第4期	H23	75,849	▲ 2,377	不明
第5期	H24	86,732	322	77,694
第6期	H25	82,349	▲ 853	74,491
第7期	H26	76,846	628	68,601
第8期	H27	77,509	563	67,840
第9期	H28	76,327	▲ 575	64,093
第10期	H29	73,512	▲ 2,339	61,043
第11期	H30	75,120	▲ 117	60,265

5 今後の対応

当面の間、いちじく館の店舗は休業とし、いちじく館及びいちじく広場の保全等は市直営で行います。いちじく実証ほ場は、業務委託により維持管理を行います。

施設等のあり方については、今後検討し方針を決定いたします。

出雲市いちじくの里 配置図

